

諮問番号：平成29年度諮問第48号  
答申番号：平成30年度答申第4号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

- 1 ○○○○○○○○○○○○○○○○○所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成○○年○月○○日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）の規定による保護変更決定処分（以下「本件処分1」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求1」という。）は、棄却すべきである。
- 2 処分庁が、審査請求人に対して平成○○年○月○○日付けで行った法の規定による保護変更決定処分（以下「本件処分2」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求2」という。）は、棄却すべきである。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人
  - (1) 本件審査請求1について
    - ア 審査請求書における主張の要旨  
保護費支給額を何回も変更するのは不当である。返金してほしい。  
実際に手元に入る収入が通常の前払保護費より少ない。
    - イ 反論書（平成○○年○月○○日付け）における主張の要旨  
去年、入院してから、「保護費」が少なすぎる。  
去年の○○月から「パート」で働きに出たが、控除額が正当になされていない。パートに出て働いているのに、実際に手元に入る収入が通常の前払保護費より少ないのは、ぜったいにおかしい。  
収入は、毎月申告しているのに、保護決定通知書が出ていない月がある。障害者だから、ごまかされているようである。生活保護も切られる感じがする。
  - (2) 本件審査請求2について  
保護費支給額が間違っている。少しすくない。正当に基礎控除額が支払われていない。
  - (3) 平成30年4月20日に大阪府行政不服審査会が実施した口頭意見陳述における審査請求人の主張の概要



〇〇〇〇〇〇円とする本件処分1を行ったことが認められる。

本件処分2については、処分庁において、審査請求人から同月分の収入申告書の提出があったため、就労収入見込額から実際の給与額へと収入認定額の変更を行い、その結果生じた差額〇〇〇〇〇円を同年〇月分保護費に収入充当し、同月分の本人支払額を〇〇〇〇〇円と決定したことが認められる。

- (2) 審査請求人は、入院してから保護費が少ないこと、審査請求人の収入に対して正当に基礎控除が適用されておらず、保護費支給額が少ないこと、支給額を何度も変更するのは不当である旨主張する。

しかしながら、後記第5の1(3)、(5)及び(6)のとおり、保護受給者が月の中途で入院した場合は、その翌月の初日から入院患者日用品費を計上することとされ、入院期間中は保護費は少なくなるものであり、その額に誤りは認められない。

また、処分庁は、前々月分の収入額について、見込額と実際の収入額に差額が生じたことから保護費の変更が必要となったため、後記第5の1(7)に基づき、平成〇〇年〇月分及び〇月分保護費に収入充当することとしこれを通知したものであること、また、後記第5の1(3)及び(4)のとおり、その保護費の額及び基礎控除額に誤りもないことから、本件処分1及び本件処分2に違法又は不当な点は認められない。

他に本件処分1及び本件処分2に違法又は不当な点は認められない。

#### 第4 調査審議の経過

平成30年2月15日	諮問の受付
平成30年2月16日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：3月6日 口頭意見陳述申立期限：3月6日
平成30年2月20日	第1回審議
平成30年2月23日	本件審査請求1及び本件審査請求2の調査審議の併合通知
平成30年3月13日	第2回審議
平成30年4月20日	審査請求人の口頭意見陳述実施、第3回審議
平成30年5月14日	第4回審議

#### 第5 審査会の判断

##### 1 法令等の規定

本件に関する法令等の規定は下記のとおりである。

- (1) 法第4条第1項は、保護の補足性の原則を定め、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と規定している。
- (2) 法第8条第1項は、保護の程度に関し、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。

- (3) 「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。)、年齢別、地域別等に区分した基準生活費を規定しており、年齢区分は、0歳～2歳、3歳～5歳、6歳～11歳、12歳～19歳、20歳～40歳、41歳～59歳、60～69歳、70歳以上と8つに区分され、この年齢区分によって基準額は異なっている。

平成〇〇年〇月及び同年〇月の審査請求人世帯における処分庁管内での居宅基準の生活扶助について、基準額は〇〇〇〇〇〇円であり、同年〇月及び同年〇月の審査請求人世帯における処分庁管内での入院患者日用品費について、基準額は〇〇〇〇〇〇円以内である。

また、平成〇〇年〇月の審査請求人世帯における処分庁管内での居宅基準の生活扶助について、基準額は〇〇〇〇〇〇円、冬季加算額は〇〇〇〇〇円であり、これら合計の生活扶助額は〇〇〇〇〇〇円である。なお、同年〇月分については、冬季加算額は認定されない。

- (4) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知(以下「次官通知」という。))第8の3の(4)は、勤労に伴う必要経費について定めており、その別表において、収入金額別区分により基礎控除額が定められている。本件に該当するものは以下のとおりである。

収入金額別区分(円)	(1人目)基礎控除額(円)
59,000～62,999	19,600
63,000～66,999	20,000
67,000～70,999	20,400
79,000～82,999	21,600

- (5) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7の2の(3)のアは、「病院又は診療所(介護療養型医療施設を除く。以下同じ。)において給食を受ける入院患者については、入院患者日用品費が計上される期間に限り基準生活費は算定しないこと。ただし、12月における期末一時

扶助費は算定するものとする。」と定めている。

- (6) 局長通知第7の2の(3)のエは、「保護受給中の者が月の途中で入院し、入院患者日用品費を算定する場合でオ又はカに該当しないときは、入院患者日用品費は入院日の属する月の翌月の初日から計上すること。この場合、入院月の一般生活費の認定の変更(各種加算の額の変更を含む。)は要しないものとする。」と定めている。
- (7) 局長通知第10の2の(8)は、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、(中略)当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額(確認月からその前々月までの分に限る。)を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差しつかえないこと。(この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行うことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行えば足りるものであること。」と定めている。

## 2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(審理員意見書、事件記録等)によれば、以下の事実が認められる。

### (1) 本件審査請求1について

ア 平成〇〇年〇月〇〇日 A病院から処分庁に対し、審査請求人が同日から入院している旨の連絡があった。

イ 平成〇〇年〇月〇〇日 処分庁は、入院中の審査請求人と連絡が取れたので、入院期間が1ヶ月を超えたため、保護費の返還や減額調整が発生することを説明した。

ウ 平成〇〇年〇月〇日 処分庁は、居宅基準生活費により算定していた平成〇〇年〇月分及び〇月分の保護費について、平成〇〇年〇月〇日に遡り入院患者日用品費による算定に変更を行ったことにより生じた差額〇〇〇〇〇〇円を、同年〇月から平成〇〇年〇月までの8か月で分割し、月々〇〇〇〇〇〇円の返納額として収入充当(減額)することとした。

エ 平成〇〇年〇月〇日 審査請求人は、収入申告書(〇〇月分の収入 〇〇〇〇円)と平成〇〇年〇〇月の給与明細を処分庁に提出した。

オ 平成〇〇年〇月〇〇日 処分庁は平成〇〇年〇月分の保護費について、次のとおり本件処分1を行った。

(ア) 上記ウによる減額。

(イ) 就労収入見込額により支給していた平成〇〇年〇月の保護費について、審査請求人の収入申告書に基づく収入認定額の変更を行ったことにより生じた差額〇〇〇〇〇〇円を返納額として収入充当(減額)す

ることとした。

(ウ) 平成〇〇年〇月の就労収入見込額〇〇〇〇〇〇円から基礎控除額〇〇〇〇〇〇円を差し引いた〇〇〇〇〇〇円を収入充当(減額)することとした。

(エ) 最低生活費〇〇〇〇〇〇〇円から上記(ア)から(ウ)の金額を差し引き、〇〇〇〇〇〇円を支給することとした。

(2) 本件審査請求2について

ア 平成〇〇年〇月〇〇日 審査請求人は、収入申告書(〇月分の収入 〇〇〇〇〇〇円)と平成〇〇年〇月の給与明細を処分庁に提出した。

イ 平成〇〇年〇月〇〇日 処分庁は平成〇〇年〇月の保護費について、次のとおり本件処分2を行った。

(ア) 就労収入見込額により支給していた平成〇〇年〇月の保護費について、審査請求人の収入申告書に基づく収入認定額の変更を行ったことにより生じた差額〇〇〇〇〇〇円を、返納額として収入充当(減額)することとした。

(イ) 就労収入見込額〇〇〇〇〇〇円から基礎控除額〇〇〇〇〇〇円を差し引いた〇〇〇〇〇〇円を収入充当(減額)することとした。

(ウ) 最低生活費〇〇〇〇〇〇〇円から上記(ア)及び(イ)の金額を差し引き、〇〇〇〇〇〇円とすることとした。

### 3 判断

(1) 保護の実施は、生活保護法(第4条関係)に基づく保護の補足性により、被保護者において収入があった場合は、前記1(4)の次官通知により、収入充当額として最低生活費から差し引かれる制度となっている。

(2) 最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、前記1(7)の局長通知において、「変更すべき事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額を、次回支給月以降の収入充当額として計上して差しつかえない」と定めている。

(3) 入院患者の基準生活費の算定については、「病院又は診療所(中略)において給食を受ける入院患者については、入院患者日用品費が計上される期間に限り基準生活費は算定しないこと」が、前記1(5)の局長通知により定められている。

(4) 審査請求人は、最低生活費から就労に伴う収入等が収入充当額として差し引かれることや、収入認定額の変更に伴い返納額が生じることによる不満を持っているが、以上のとおり、本件処分1及び本件処分2については、前記1の法令等の定めに従い適法に行われたものであることが認められ、違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求1及び本件審査請求2は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長） 曾和 俊文

委員 前田 雅子

委員 矢倉 昌子